

【契約書別紙】

障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護）

重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

本事業所は、利用者に対し、当該利用者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援することを目的として、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法という）で定める本サービスを提供します。

1. 法人・事業所の概要

（1）法人の概要

法人の名称	医療法人研医会 田辺中央病院
法人の所在地	和歌山県田辺市南新町147
代表者	理事長 前田 章
設立年月日	昭和44年2月17日
電話番号	0739-24-5333

（2）事業所の概要

事業所名	田辺すみれ訪問介護ステーション
事業所の所在地	和歌山県田辺市新庄町田鶴1739-21
管理者	前田 一行
電話番号	0739-23-5599

2. 運営規定の概要

（1）事業の目的

医療法人研医会田辺中央病院が開設する田辺すみれ訪問介護ステーションが行う障害者を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害者等に対し、適切な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（2）運営の方針

1）事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3）事業の実施にあたっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス

事業を行う者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4) 前三項のほか、法及び和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第67号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 事業の実施地域及び営業の時間

(1) 通常の事業の実施地域 田辺市・上富田町・みなべ町・すさみ町・白浜町

(2) 営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（但し12月30日～1月3日を除く。やむを得ない場合については対応を検討します。）

4. 職員の体制及び職務の内容

管理者：1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

サービス提供責任者：3名以上

サービス提供責任者は、個々の利用者について計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、サービスの継続的な評価等を行い、事業所に対する指定障害福祉サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容と実施の手順に係る管理等を行う。

訪問介護員：20名以上

従業者は、計画等に基づき指定障害福祉サービスの提供に当たる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 障害福祉サービスの給付の対象となるサービス（契約書第4条）

＜サービスの概要＞

サービスは、「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」「同行援護計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス提供責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「居宅介護計画」「重度訪問介護計画」「同行援護計画」は利用者に交付いたします。サービスは、障害者総合支援法で定める以下のサービス内容に限られます。

＜サービスの内容＞

居宅介護

- ① 身体介護（入浴・清拭、排泄、食事、更衣、体位変換、その他必要な身体介護）
- ② 家事援助（調理、洗濯、掃除、買物等にかかる援助、その他必要な家事）
- ③ 通院等の介助（通院又は官公署等訪問のため、車両への乗車・降車の介助、通院先での受診の手続き、その他通院・訪問に伴う屋内外における比較的時間を要する介助（20～30分

程度以上)

重度訪問介護

居宅において、重度の障害者の方に身体介護及び家事援助を行います。

同行援護

外出時において、移動に必要な情報提供及び移動支援を行います。

<利用料>

(1) 介護給付費等対象サービスの料金（契約書第6条）

介護給付費等対象サービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。このサービス料金のうちの一部（原則9割）は市町村から介護給付費等が支給されます。利用者は、サービス料金から介護給付費等の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

① サービス利用料 ※障害福祉サービス費用額算定基準に準ずる

居宅介護				
身体介護	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
	256円	404円	587円	669円
家事援助 ※1	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
	106円	153円	197円	239円
通院等介助 (身体介護を 伴わない)	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 ※2
	106円	197円	275円	345円
通院等介助 (身体介護を 伴う)	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
	256円	404円	587円	669円
	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 ※3	
	754円	837円	921円	
重度訪問介護				
重度 訪問介護	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満

	186 円	277 円	369 円	461 円
同行援護				
同行援護	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満
	191 円	302 円	436 円	501 円

※1 家事援助サービスは、最大 60 分を上限目安とします。

※2 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 円を加算

※3 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 円を加算

②初回加算 200 単位／月（利用料 200 円）

個別支援計画を作成した利用者（退院後に計画を見直した場合なども含む）に対して、初回に実施した居宅介護等と同月内に、サービス提供責任者が自ら居宅介護等を行ったり、訪問介護員等が居宅介護等を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

③緊急時訪問介護加算 100 単位/回（利用料 100 円）

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護等を緊急に行った場合、利用者 1 人に対し、1 月に 2 回を限度として、1 回につき 100 単位加算されます。

④利用者負担上限額管理加算 150 単位／月（利用料 150 円）

利用者の希望により、本事業所を利用者負担上限管理者に選任される場合に加算されます。サービス開始の際にその旨をお申し出下さい。

（2）障害福祉サービスの給付の対象とならないサービス

①障害福祉サービスの給付額を超えるサービス

身体介護・家事援助とも、障害者総合支援法で定める給付費の 10 割負担となります。また、定期的な保険外サービスをご利用される場合は、別途、自費サービスでのご提供も可能となっています。（契約は別途、必要）

②交通費

訪問介護員が、買い物や通院介助、薬の受け取り等で公共交通機関を利用する場合の費用

③サービス提供にかかるその他の費用

電気・ガス・水道・電話代など、サービス実施のためにかかる費用

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条）

毎月、前月分の利用料を一括で請求しますので、サービス利用時等に現金又は口座振替でお支払いください。振り込みをご希望の場合は、下記口座にお振込みください。（振込確認後、領収

書発行)

【口座】 紀陽銀行 田辺支店 普通預金 1 3 9 8 4 9 1

【名義】 医療法人研医会田辺中央病院

(4) 利用の中止、変更（契約書第7条）

○サービスの利用を中止又は変更される場合は、利用予定日の前日までに連絡をください。

○中止の申し出がなく、訪問介護員が訪問して不在だった場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただくことがあります。

訪問介護員が予定通り訪問し、不在の場合	当該予定サービス料の10割
---------------------	---------------

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員の交替

訪問介護員の交替を利用者が希望する場合、あるいは事業所の都合で交替する場合ともに、双方の話し合いによって決定することとします。なお、特定の訪問介護員の固定だけは確約できませんので、ご了承ください。

(2) サービス実施時の留意事項

訪問介護員が行うサービスに関する指示・命令は、事業所が行います。ご希望等がございましたら、事業所へご相談ください。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合は、サービス内容の変更等を行います。その場合は、変更に応じたサービス料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| ①利用者・家族からの金銭や物品等の授受
②家族等に対するサービス提供
利用者・家族に対する宗教活動、政治活動、営利活動等の迷惑行為 |
|---|

7. 苦情解決に関する事項

(1) 提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(2) 提供した指定障害福祉サービスに関し、社会福祉法の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- (3) 提供した指定障害福祉サービスに関し、社会福祉法の規定により都道府県が行う報告若しくは指定障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 提供した指定障害福祉サービスに関し、社会福祉法の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービスの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (5) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

苦情・相談窓口

(1) 当事業所の苦情・相談窓口

- 苦情受付窓口 TEL：0739-23-5599 担当者：米澤 美智代
- 苦情解決責任者 前田 一行

(2) 行政機関等の苦情・相談窓口

田辺市やすらぎ対策課 障害福祉室	TEL 0739-26-4902
和歌山県国民健康保険団体連合会	TEL 073-427-4678
和歌山県社会福祉協議会	TEL 073-435-5222

8. 第三者評価の実施について

第三者評価は実施していない。

9. 緊急時・事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

主治医	医療機関			
	氏 名			
	電話番号			
ご家族	氏 名		続 柄	
	電話番号			

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	賠償責任保険
保障の概要	賠償責任（身体、財物）、財産に対する補償

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

（１）事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する責任者	管理者：前田 一行
-------------	-----------

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

11. 身体拘束の禁止に関する事項

（１）事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

（２）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（３）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

令和 年 月 日

障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

田辺すみれ訪問介護ステーション

＜説明者氏名＞ _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害福祉サービスの提供開始に同意しました。

＜利用者氏名＞ _____ 印

＜代筆者氏名＞ _____ 続柄 _____

＜代理人氏名＞ _____ 印